

戸沢村企業立地等雇用促進奨励金

○目的

戸沢村における企業立地の促進と村内企業の雇用機会の拡大を図るため、戸沢村内に工場等を新設又は増設することにより、村内に住所を有する新規常時雇用従業員を雇用する企業者に事業に要する経費について、補助金を交付します。

○条件

- (1)投資固定資産の取得額の合計が100万円以上であること。
- (2)第5条第1項に規定する規定の申請を行った日から起算して1年前の日までに離職した者を除く新規常時雇用従業員の数が1名以上であって、採用された日から第7条に規定する交付申請を行う日まで戸沢村に住所を有していること。
- (3)前号に規定する新規常時雇用従業員を1年以上雇用していること。

○補助額

奨励金の金額は、新規常時雇用従業員1人あたりの金額は30万円とし、新規常時雇用従業員の人数を乗じて得た額とします。

○申請・指定

奨励金の交付を受けようとする企業者は、新規常時雇用従業員を採用した日のうち最も遅い日又は操業を開始した日のいずれか遅い日から10日以内に、企業立地等雇用促進奨励金指定申請書に次の書類を添付して申請し、指定を受けなければなりません。

- ① 事業概要説明書
- ② 投下固定資産明細書
- ③ 工場等の新設等を確認することができる書類
- ④ 新規常時雇用従業員名簿
- ⑤ 新規常時雇用従業員の雇用保険被保険者証及び



雇用通知書の写し

- ⑥ 法人の定款及び法人登記簿謄本の写し
- ⑦ その他村長が必要と認める書類

戸沢村まちづくり課 商工観光係

☎ 0233-72-2152 (直通)

E-mail kanko@vill.tozawa.yamagata.jp